

—札幌市身体障がい者入浴サービス事業—

● 実施要綱

家庭の事情により入浴の困難な在宅の重度身体障がい者に入浴の機会を提供することにより、その健康の保持と保健衛生の向上を図り、以て福祉の増進に資することを目的とする。

お客様の健康状態が入浴に適さないと判断したときは、入浴に代えて清拭（洗髪、部分浴を含む）を実施することができる。

● 業務内容

お客様宅に入浴器具を搬入した訪問入浴車で訪問し、室内で入浴サービスを提供する。

● 対象者

身体障がい者手帳の障害程度がおおむね1～2級で、体幹障害、内部障害等により入浴に全面介助を要する身体障がい者及び身体的条件により現に介護に当たっている家族のみでは入浴が不可能な身体障がい児であり、本市に住所を有し、入浴可能な健康状態であるにもかかわらず入浴する機会に恵まれない在宅の者。

《札幌市障がい入浴事業、利用までの流れ》

1. 各区保健福祉課へ相談する。
2. 各区保健福祉課へ申請書を提出（当社は代行申請も対応している）。
⇒申請書：住所、名前、ご本人の身体状況、世帯の基本情報等を記載する書式
3. 市の委託しているサービス事業所の中から利用する事業所を選択する。
4. 市から、選択したサービス事業所へ事前調査の依頼があり、訪問調査を行う。
⇒調査：ご本人の身体状況や住環境、入浴に関する注意事項等の確認を行う。
5. サービス事業所から各区保健福祉課へ調査報告を行う。
6. 利用が決定する（決定通知書、利用券が届く）。

※自治体によって差があるが、1から6まで約1ヶ月の時間を要する